

国際調査機関 KR	韓国知的所有権庁 ^{1, 2, 3}	附属書 D KR
調査手数料 (PCT規則16) ⁴	韓国・ウォン (KRW) 1,200,000 ⁵ オーストラリア・ドル (AUD) 1,443 ⁵ ユーロ (EUR) 879 ⁵ ニュージーランド・ドル (NZD) 1,561 ⁵ シンガポール・ドル (SGD) 1,410 ⁵ スイス・フラン (CHF) 949 ⁵ 米国・ドル (USD) 1,036 ⁵	450,000 ⁶ 541 ⁶ 330 ⁶ 585 ⁶ 529 ⁶ 356 ⁶ 389 ⁶
追加の調査手数料 (PCT規則40.2及び40の2 ⁷) ⁸	KRW 225,000 (1,200,000 ⁵	450,000 ⁶) ⁹
国際調査報告に列記された文献の写し (PCT規則44.3)	当該国際調査機関は国際調査報告の郵送日から6箇月間、国際調査報告に列記された各文献の写しを無料でダウンロード可能とする。	
写しの入手方法	文献は次からダウンロードできる。 https://www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/ma/mamarkapply/infomodifypatent/PCTStatusInfo.do 国際調査報告の郵送日から6箇月経過後、又は文献ダウンロードに問題が発生した場合、出願人は当該機関（電子メール：isa.kipo@korea.kr、ファックス：(82-42) 472 71 40）又は米国PCT Korea Center（電子メール：pctkorea@pctkorea.com、ファックス：(1-703) 388 10 84）に連絡されたい。	
手数料	引用文献の紙形式の写しは下記の手数料の支払を条件として当該国際調査機関から直接入手することができる。 1頁につき KRW 100	
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料 (PCT規則94.1の3)	1頁につき KRW 100	

[次頁に続く]

- 国際出願で電子メールを許可した出願人には、国際調査報告 (PCT/I SA/210) の暗号化された写しを電子メールで送付する。これは調査用写しの受領の通知 (PCT/I SA/202) の末尾に記されたパスワードによって開封することができる。
- この官庁は国際調査機関としての権能において、ePCTを利用して国際出願日後に出願人が提出した書類を受理する。この官庁からの通告については2018年10月11日付公示 (PCT公報) 307頁以降参照。
- この官庁はPCTに基づくIP5協働調査及び審査試行プロジェクトに参加している。詳細は次を参照。
https://www.kipo.go.kr/kpo/BoardApp/UnewNotiApp?a=&board_id=notice&ssl=&cp=1&pg=1&npp=&catmenu=m03_01_01&sdate=&edate=&searchKey=1&searchVal=pct&c=1003&seq=16962
- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。この手数料は、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が次のいずれか1つの国の国民である場合、又は居所若しくは業務地を有する場合、75%減額される：カンボジア、コロンビア、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、メキシコ、モンゴル、ペルー、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム。
- 英語で行われた調査について。
- 韓国語で行われた調査について。
- 2021年5月16日以降。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。
- 括弧内の額は2021年5月16日から適用される。

KR	韓国知的所有権庁 ^{10, 11, 12} (続き)	KR
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1), (3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し 当該調査機関が既に行った先の調査から利益を得る場合：出願人の請求に基づき75%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e))	KRW 11,000	
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c))	KRW 112,500	
国際調査のために受理する言語	英語, 韓国語	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか (PCT規則13の3.1)?	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	磁気ディスク, CD-ROM, CD-R, DVD, DVD-R	
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、韓国の特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか?	していない	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか?	していない	

10 脚注1を参照。

11 脚注2を参照。

12 脚注3を参照。